

「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」

取りまとめ報告書 概要

令和 4 年 3 月 法務省

第 1 はじめに

- 情報通信技術の進展が目覚ましい社会状況の下、刑事手続において情報通信技術を活用する方策に関し、現行法の法的課題を抽出・整理した上で、その在り方について検討するため、本検討会を開催したものの。

第 2 検討の経過等

- 開催状況： 令和 3 年 3 月から令和 4 年 3 月まで計 11 回開催。
- 構成員： 刑事法研究者、実務家計 10 名で構成。

第 3 検討の概要等

1 書類の電子データ化、発受のオンライン化

- (1) 書類の作成・発受
- (2) 令状の請求・発付・執行
- (3) 電子データの証拠収集
- (4) 閲覧・謄写・交付
- (5) 公判廷における証拠調べ

2 捜査・公判における手続の非対面・遠隔化

- (1) 取調べ等
- (2) 被疑者・被告人との接見交通
- (3) 打合せ・公判前整理手続
- (4) 証人尋問等
- (5) 公判期日への出頭
- (6) 裁判員等選任手続
- (7) 公判審理の傍聴

3 その他

第 4 終わりに

- 刑事手続における情報通信技術の活用は、刑事手続の機能をより一層強化し、国民の負託に応えるものとする上で極めて重要な意義を有するものであり、必要な法整備が早期に実現することが望まれる。
- 本検討会における検討の結果を十分に踏まえつつ、関係者の英知を結集しながら、必要な法整備に向けた検討が迅速に行われることを強く期待したい。

取りまとめ報告書で示された「考えられる方策」

- ※ 法制上の措置を採ることに委員全員の合意があった限度で記載した。
- ※ 2(2)、(7)については、考えられる方策につき、意見の一致に至らなかった。

1 書類の電子データ化、発受のオンライン化

(1) 書類の作成・発受

現行の法律・規則において紙媒体で作成・管理・発受することが予定されている「書類」等は、電子データとして作成・管理し、オンラインで発受することができるものとし、かつ、紙媒体による場合と同一の効力を有する。

※ オンラインによる発受を原則化するための法制上の措置を講じるかどうかについては、引き続き検討する。

(2) 令状の請求・発付・執行

- ① 裁判官による令状の発付は、これを電子データとして作成した電子令状をオンラインで捜査機関に送信する方法によりすることができる。
- ② ①の電子令状の発付の請求は、請求書及び疎明資料を電子データとしてオンラインで裁判官に送信する方法によりすることができる。
- ③ ①の電子令状の呈示は、これを紙面に印刷し、又は電子計算機の映像面に表示したものを示すなどの方法によりすることができる。

(3) 電子データの証拠収集

- ① 裁判所は、必要があるときは、電子データを保管する者に対し、必要な電子データをオンラインで提供することを命ずることができる(電磁的記録提供命令)。
- ② 捜査機関は、犯罪の捜査をするため必要があるときは、裁判官の発する令状により、電子データを保管する者に対し、必要な電子データをオンラインで提供させることができる。
- ③ ②の令状には、電磁的記録提供命令の対象となる電子データを特定するため、「提供させるべき電磁的記録」及び「提供させるべき者」を記載又は記録しなければならない。

(4) 閲覧・謄写・交付

- ① 相手方にその閲覧・謄写の機会を与えるべき証拠のうち、電子データであるものについては、一定のセキュリティ措置を前提に、相手方にオンラインでそれらの機会を与えることができる。
- ② 検察官が交付すべき証拠の一覧表については、一定のセキュリティ措置を前提に、オンラインで行うことができる。

(5) 公判廷における証拠調べ

公判廷において、電子データである証拠の取調べをするについては、

- ① 文字情報の言語的内容を証拠とするものは、「朗読」しなければならない
- ② 文字ではない情報を証拠とするものは、「表示」し、又は「再生」しなければならない
- ③ 文字情報の言語的内容及び非言語的内容の両方を証拠とするものは、その言語的内容については「朗読」しなければならない、非言語的内容については「表示」し又は「再生」しなければならないものとするなどの規定を設ける。

2 捜査・公判における手続の非対面・遠隔化

(1) 取調べ等

- ① 取調べの際の供述を、調書に代えて電子データとして録取することができるものとし、その作成方法に関する規定を設ける。
- ② 検察官による弁解録取や裁判所・裁判官による勾留質問は、一定の要件の下で、検察官が検察庁に、裁判所・裁判官が裁判所に所在し、被疑者を警察署等に所在させ、ビデオリンク方式により行うことができる。

(3) 打合せ・公判前整理手続

- ① 裁判所は、検察官・弁護人が打合せ期日又は公判前整理手続期日に出頭するについて、一定の要件を満たすときは、ビデオリンク方式によることができる。
- ② 裁判所は、①の場合には、検察官・弁護人の所在場所を指定することができる。
- ③ 裁判所は、被告人が公判前整理手続期日に出頭する場合又は被告人に同期日への出頭を求める場合について、一定の要件を満たすときは、ビデオリンク方式によることができる。
- ④ 裁判所は、③の場合には、被告人の所在場所を指定することができる。

(4) 証人尋問等

- ① 証人尋問をビデオリンク方式により実施することができる場合として、当事者に異議がなく、裁判所が相当と認める場合を追加して規定する。
- ② 通訳・鑑定人の尋問をビデオリンク方式により実施することができる場合として、証人尋問よりも広い要件で実施することができるものとする規定を設ける。

(5) 公判期日への出頭等

- ① 裁判所は、被告人が公判期日に出頭するについて、一定の要件を満たすときは、ビデオリンク方式によることができるものとし、この場合において、弁護人が出頭するについても、一定の要件を満たすときは、ビデオリンク方式によることができる。
- ② 裁判所は、被害者参加人が刑事訴訟法第316条の34第1項の規定により公判期日に出席する場合について、一定の要件を満たすときは、ビデオリンク方式によることができるものとし、この場合において、被害者参加人の委託を受けた弁護士が出席する場合についても、一定の要件を満たすときは、ビデオリンク方式によることができる。

(6) 裁判員等選任手続

裁判所は、裁判員等選任手続期日に裁判員候補者を呼び出す場合において、一定の要件を満たすときは、他の裁判所の構内その他の適当と認める場所に出頭させ、同期日の手続をビデオリンク方式によりすることができる。